

【別紙】

1 当事者の概要

- (1) 申立人組合は、主に東京都の南部地域に勤務する労働者によって組織される個人加盟のいわゆる合同労組であり、本件申立時の組合員数は約2,000名である。
- (2) 被申立人会社は、登記簿上、肩書地に本店を置き、不動産取引の仲介業等を主たる事業とする株式会社である。

2 事件の概要

X 1 及び X 2 は、令和 5 年 6 月 1 日に正社員として入社したが、9 月分給与が遅配したことから、申立人組合に加入するとともに、10 月末日付けで被申立人会社を退職した。

11 月 6 日、組合は、会社へ赴き、会社の従業員に対し、未払賃金の支払を要求事項とする同日付けの団体交渉申入書等を手交した。その際、会社の従業員は、この申入れについて代表取締役伝える旨を述べた。

その後、組合は、会社に対し、複数回電話で問い合わせるとともに、11 月 17 日、「警告」と題する書面を送付したが、会社から団体交渉申入れに対する回答はなく、団体交渉は開催されなかった。

本件は、組合が 11 月 6 日付けで申し入れた団体交渉に会社が応じなかったことが、正当な理由のない団体交渉拒否に当たるか否かが争われた事案である。

3 主文の要旨 <全部救済>

- (1) 会社は、組合が令和 5 年 11 月 6 日付けで申し入れた組合員 2 名の未払賃金に関する団体交渉に速やかに応じなければならない。
- (2) 会社による文書交付（要旨：当社が、令和 5 年 11 月 6 日付けで組合が申し入れた組合員 2 名の未払賃金に関する団体交渉に応じなかったことは、東京都労働委員会において不当労働行為と認定されたこと及び今後、このような行為を繰り返さないよう留意すること。）
- (3) 会社による上記(2)の履行報告

4 判断の要旨

組合は、会社に対し、会社が雇用する労働者であった組合員 2 名の未払賃金の支払について団体交渉を申し入れたものであり、組合の申入れ内容は義務的団体交渉事項に該当することから、会社は、これに応ずべき立場にあったといえる。

しかし、会社は、組合の 11 月 6 日付けの団体交渉申入書の受領後、組合の問合せに対し、会社の従業員が代表取締役に電子メール連絡をしているが返信がない旨の報告を行ったのみで、組合の団体交渉申入れに対する回答については何ら行っていない。

また、組合は、11 月 17 日に「警告」と題する書面を送付するとともに、本件申立て以降の 12 月 1 日にも団体交渉拒否への抗議を内容とする電子メールを送信しているが、会社は、組合に対して何ら回答を行わず、団体交渉に応じていない。

さらに、本件審査手続においても、当委員会は、会社に対し、本件不当労働行為救済申立書等を郵送するとともに、次回期日決定の都度、審査手続に関する書面をファクシミリで送

信し、ファクシミリにより送信した各書面は、送信の完了により会社に到達したものとみられるが、会社は、本件に関する主張書面や証拠を提出せず、期日にも出席しないなど、何ら主張及び立証を行わなかった。

上記経緯のとおり、会社は、組合からの団体交渉申入れに一切応じておらず、その理由について、本件審査手続において、何ら主張及び立証を行っていないのであるから、会社が、11月6日付けで組合が申し入れた組合員2名の未払賃金に関する団体交渉に応じなかったことは、正当な理由のない団体交渉拒否に該当する。

5 命令書交付の経過

- | | |
|---------------|------------|
| (1) 申立年月日 | 令和5年11月21日 |
| (2) 公益委員会議の合議 | 令和6年12月3日 |
| (3) 命令書交付日 | 令和7年2月14日 |